

税の申告はお早めに

申告期間

2月16日(木)～3月15日(木)
土・日曜日を除く

土・日曜日を除く

2月16日(木)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。期間は3月15日(木)までの1カ月間。例年、期間終了日が近づくこと、窓口が大変混み合います。必要な書類をあらかじめ準備して、早めに申告しましょう。
桜井税務署 ☎ 42・3501
町税務課課税第一係 ☎ 34・2112

所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、会社員も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。申告は、所得税額を決めるだけでなく、国民健康保険税などの額を決める基礎にもなる大切な手続きです。

申告が遅れてしまうと、所得証明書や納税証明書を発行できませんのでご注意ください。

申告書などの提出書類について、「自

書申告」を推進しています。申告相談会場でも、ご自分で確定申告書などを作成していただくよう相談指導を行っています。

確定申告の必要な人

▼1年間の給与収入金額が2千万円を超える人

▼給与を1カ所から受けている人で、給与以外の所得額が20万円を超える人

▼2カ所以上から給与の支払いを受ける人で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

▼営業、農業、報酬、不動産、年金、譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

所得税の還付が受けられる人

次の条件に該当する人は、確定申告をすることによって、源泉徴収された

税金が戻ることがあります。

- ▼マイホームをローンなどで取得した人
- ▼多額の医療費を支払った人
- ▼災害や盗難に遭った人
- ▼平成23年中に退職し、再就職していない人

還付申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・源泉徴収票（コピーは不可）
- ▼生命保険料控除を受ける場合
- ・生命保険料の控除証明書
- ▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受ける場合
- ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- ▼地震保険料控除を受ける場合
- ・地震保険料の控除証明書（長期損害保険料の控除証明書も含む）
- ▼医療費控除を受ける場合
- ・支払った医療費の領収書
- ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ▼寄附金控除を受ける場合
- ・寄附先から発行された受領証明書など
- ▼住宅借入金等特別控除を受ける場合

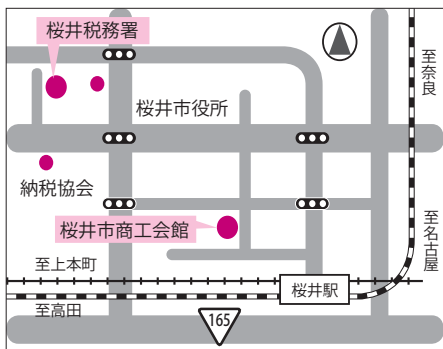


所得税の確定申告会場

桜井市商工会館 3階

時間 午前9時～午後5時(会場の都合などにより、なるべく午後4時ごろまでにお越しください)

備考 申告期間中、桜井税務署では、申告書などの受付のみで申告会場は設けていません。



桜井市商工会館への案内図
住所…桜井市川合260の2

町民ホール

内容	日時
年金受給者の事前の所得税確定申告の受付 12	2月1日(水)・2日(木) 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分
税理士による所得税の確定申告地区相談 1	2月24日(金)、27日(月)～29日(水) 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分

- 1** 土地や株式の譲渡所得や、相続税・贈与税の相談は行っていません。
- 2** 税務署からのハガキの案内はなくなりましたので、申告する人は時間調整のうえお越しください。

町役場 101 会議室

時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

対象 簡易な申告の「確定申告書A」、または青色申告以外の「確定申告書B」で収支内訳書の作成ができていて、「確定申告書A」の人でも内容によって税務署〈申告期間中は桜井市商工会館〉で相談していただく場合があります

備考 土地や株式の譲渡所得や、相続税・贈与税の相談は行っていません。

申告期間中、2月17日(金)・20日(月)・23日(木)、3月7日(水)・12日(月)は町役場での申告相談を行っていませんので、注意してください。
(詳しくは別添チラシを参照)

- ・ 申告書
- ・ 印鑑

申告に必要なもの

届かない場合は税務課へご連絡ください。
ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得以外の所得がない人で勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。申告用紙は、申告が必要であると思われる人に1月下旬から郵送しますが、ありません。

町・県民税の申告

- ・ 家屋などの登記事項証明書
- ・ 請負または売買契約書の写し
- ・ 住民票
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・ 増改築の場合のみ、右記以外に増改築等工事の証明書
- ・ 災害による雑損控除を受ける場合
- ・ 罹災証明書
- ・ 支払った修繕・修理費などの領収書

申告する場所

- ▼ 給与収入がある場合
- ・ 源泉徴収票
- ▼ 事業を営んでいる場合
- ・ 収入明細書や各種営業帳簿など
- ▼ 生命保険料控除を受ける場合
- ・ 生命保険料の控除証明書
- ▼ 国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受ける場合
- ・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼ 地震保険料控除を受ける場合
- ・ 地震保険料の控除証明書(長期損害保険料の控除証明書も含む)
- ▼ 医療費控除を受ける場合
- ・ 支払った医療費の領収書
- ・ 保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ▼ 寄附金控除を受ける場合
- ・ 寄附先から発行された受領証明書など

次のページへ続く

▼ 町役場税務課窓口
▼ 各自治会の公民館など
※ 申告書に記載してある日時・場所を確認してご利用ください。

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ

東日本大震災で被害を受けた人へ

税の軽減や免除、還付を受けることができます

税務署からのお知らせ

所得税などの軽減や免除、還付を受けることができます

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災で被害を受けた人や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災で被害を受けた人などは、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことで、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、桜井税務署にお問い合わせください。これらの措置についてのパンフレットなどが国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますのでご覧ください。

県・町からのお知らせ

地方税の軽減措置などを受けることができます

東日本大震災で被害を受けた人は、地方税の軽減措置などを受けられます。軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となる場合があります。詳細は、県税務課または、町税務課に

お問い合わせ先

● 国税に関すること

桜井税務署 ☎ 42・3501

● 県税に関すること

県税務課 ☎ 0742・27・8853

● 町税に関すること

町税務課 ☎ 34・2112

地方税の軽減措置

税目	税制上の措置	概要
県税	不動産取得税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕作などが困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。 ● 警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
町税	個人住民税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・家財・自家用車などに損害を受けた人は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。

津波被災区域や原子力災害避難区域の軽減措置

津波被災区域や原子力災害避難区域は、次のような軽減措置があります。(手続きは不要です)

① 津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋

原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。

ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋は、2分の1減額課税または課税となります。

② 警戒区域・計画的避難区域などのうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋

平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。

平成24年1月1日以前に避難区域などが解除された区域内の土地・家屋は、2分の1減額課税または課税となります。





税務署からのお知らせ

申告と納税は、期限内に

所得税と贈与税は3月15日(木)まで、個人事業者の消費税・地方消費税は4月2日(月)までに、申告と納税をしましょう。(土・日曜日、祝日を除く)

納税は、便利な振替納税をご利用ください。

振替日

▼所得税 4月20日(金)

▼消費税・地方消費税 4月25日(水)

お願い

●「株式譲渡による繰越損失」がある人は、前年の申告書(控)と、所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)を持参してください。

e-Tax を利用しよう

e-Tax は、利用開始の手続きなど事前に準備が必要ですが、このシステムで申告すると、次のような恩恵を受けることができます。

- 源泉徴収票などの添付書類が提出不要(ただし、5年間保存は必要)
- 最高4,000円の税額控除(平成19年分~平成22年分で控除を受けた人は除く)

●申告による還付金の早期処理化など

■詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp>

このホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告などが作成・郵送することができます。さらにe-Taxを利用すれば、電子申告をすることができます。

郵送先

●申告書の提出は、できるだけ下記へ郵送するか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。

住所 〒633・8555

桜井市粟殿185の4

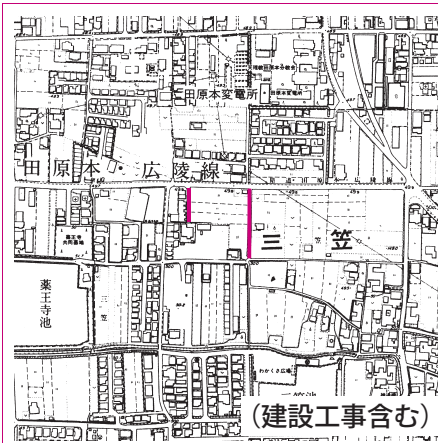
あて先 桜井税務署

なお、收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、複写で作成した(複写式でないものは、ボールペンなどで記載した)申告書の控えのほか、あて名をご記入のうえ、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

快適な住環境のために

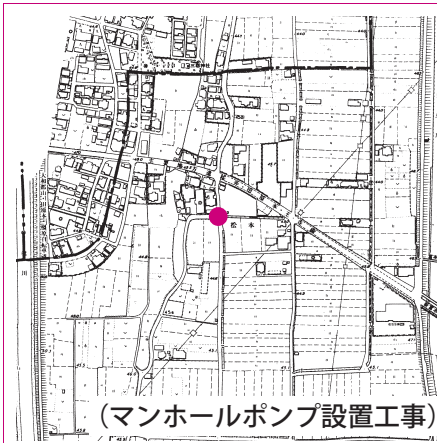
下水道工事にご協力を

期間 3月15日まで
場所 三笠



(建設工事含む)

期間 3月26日まで
場所 松本



(マンホールポンプ設置工事)

町では、快適な住環境を整備するため、下水道工事の推進に取り組んでいます。このたび工事を行う区間と予定期間は上記のとおりです。

工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1日も早く下水道への接続を

くみ取り便所は、公示のあった日から3年以内に、し尿浄化槽は6カ月以内に排水設備を設置し、下水道へ接続していただく必要があります。

下水道は、自然環境などの向上に大変重要な役割を担っています。下水道を整備しても、接続しないご家庭からは、依然として生活排水が排水路に流れることとなります。それでは、清潔で快適な生活環境をつくるできません。

処理区域内の皆さんは、1日も早く下水道へ接続していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

下水道課

☎ 34・2076

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ